下に「及び第百七十四条の四十九の二第一項第二十一号」を、「病児保育事業（第八項」の下に「及び第百七十四条の四十九の二第一項第二十二号」を加え、同条第七項中「中「指定都市」の下に「若しくは中核市」を、「児童福祉法施行令」の下に「第三条第一項第三号中「法第十一条第一項第一号の規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、法」とあるのは「法」と、「都道府県の区域内の市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）を除く。）の数を三十で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）」とあるのは「一」と、同令」を加える。

第百七十四条の三十二第三項中「中「指定都市」の下に「若しくは中核市」を、「と、指定都市」の下に「又は中核市」を、「又は指定都市」の下に「若しくは中核市」を加える。

第百七十四条の四十九の二第一項第十二号中「第二章第二節第一款及び第二款」を「第二十一条の五の十」に、「同法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定等」を「協力その他市町村に対する必要な援助及び同法第二十一条の五の二十一第一項の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助」に改め、同項第十八号中「受理等（」の下に「同法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援に係るもの及び」を加え、「の事業」を削り、「及び」を「又は」に改め、同項第二十号中「第三十四条の三及び」を削り、「、同法」を「並びに障害児通所支援事業等（中核市が行うものに限る。）、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業に係る同法」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第二十一号中「児童福祉法第六条の三第七項に規定する」を削り、「同法」を「児童福祉法」に改め、同項第二十二号中「児童福祉法第六条の三第十三項に規定する」を削り、「同法」を「児童福祉法」に改め、同項第二十七号中「並びに」を「及び」に改め、同条第二項中「支給」と」の下に「、同法第二十一条の五の十五第一項（同法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害児通所支援に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第二十一条の五の十七第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は同法」とあるのは「について同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、又は同法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行つた都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「について同法第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、同法第二十一条の五の二十七第二項中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係中核市の市長」と、同条第三項及び第四項中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第二十一条の五の二十八第五項中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係中核市の市長」と、同法第三十三条の十八第一項中「指定障害児相談支援事業者並びに指定障害児入所施設等の設置者」とあるのは「指定障害児相談支援事業者」と、「、指定障害児相談支援又は指定入所支援」とあるのは「又は指定障害児相談支援」と、同条第六項中「指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の設置者」とあるのは「指定障害児通所支援事業者」と、「当該指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設」とあるのは「当該指定障害児通所支援事業者」と、同法第三十四条の三第二項から第四項までの規定中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び中核市」と、同法第三十四条の五第一項中「、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者」とあり、及び同法第三十四条の六中「、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行う者」とあるのは「を行う者（都道府県を除く。）」と」を加え、「、同法第三十三条の十八第一項中「指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者並びに指定障害児入所施設等の設置者」とあるのは「指定障害児相談支援事業者」と、「指定通所支援、指定障害児相談支援又は指定入所支援」とあるのは「指定障害児相談支援」と」を削る。

第百七十四条の四十九の十一の二第三項中「、同法第七十二条の二第五項中「から」とあるのは「（以下この項において「共生型居宅サービス事業者」という。）は」と、「について同法第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき又は」とあるのは「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った中核市の市長に届け出なければならないものとし、当該届出があったときは、当該指定に係る指定居宅サービスの事業について、第七十五条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があったものとみなす。共生型居宅サービス事業者から」と、「若しくは休止の届出があったときは」とあるのは「又は休止の届出があったときも」と」を削り、「（以下この項において「共生型地域密着型サービス事業者」という。）は」を「から」に改め、「第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）を廃止し」を削り、「を廃止し」と、「」を「について同法第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったときも」と、「廃止若しくは休止の」に改め、「、同法第百十五条の二の二第五項中「から」とあるのは「（以下この項において「共生型介護予防サービス事業者」という。）は」と、「について同法第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったとき又は」とあるのは「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った中核市の市長に届け出なければならないものとし、当該届出があったときは、当該指定に係る指定介護予防サービスの事業について、第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があったものとみなす。共生型介護予防サービス事業者から」と、「若しくは休止の届出があったときは」とあるのは「又は休止の届出があったときも」と、「を廃止し、又は休止の届出があったときも」と」を削り、「（以下この項において「共生型地域密着型介護予防サービス事業者」という。）は」と、「について同法第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったとき又は」とあるのは「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った中核市の市長に届け出なければならないものとし、当該届出があったときは、当該指定に係る指定地域密着型介護予防サービスの事業について、第百七十四条の四十九の十二第二項中「第四十一条の二第四項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第二号若しくは第三号の届出があったとき、又は介護保険法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスの事業（当該指定に係るサービス事業所において行うものに限る。）」を「第四十一条の二第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は同法」とあるのは「に、「若しくは同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業（当該指定に係るサービス事業所において行うものに限る。）」を「又は同法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「に、「休止」と、同条第五項中「介護保険法第四十二条の二第一項に規定するサービスの事業（当該指定に係るサービス事業所において行うものに限る。）又は同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス」とあるのは「児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援」を「休止の」に改め、「これを」と」の下に「、同法第五十一条